

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年7月6日

■■■■■■■■■■ 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課貨物流通経営戦略室長

令和8年3月5日付文書（以下「本照会書」という。）をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

令和8年3月5日付文書をもって照会のあったサービス（以下「本件サービス」という。）については、提示された事実関係を前提とする限りにおいて、遺失物の保管がサービスの一環として行われている場合には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する「倉庫業」に該当する可能性があり、同法に基づく倉庫業の登録対象となる可能性は否定できない。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

倉庫業とは、寄託を受けた物品の滅失・毀損を防ぎ、その状態を維持して保管することに対して対価を得る営業をいい、倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。本照会書においては、寄託に該当しないことの根拠として、遺失物の保管が実質的に自家保管である旨が記載されている。しかしながら、本件サービスの内容を見ると、施設占有者から遺失物の引渡しを受け、一定期間これを保管した上で遺失者への返却を行うものであり、当該保管期間中はX社に当該遺失物の所有権が帰属していないことから、他人の物品の保管を引き受けるものと評価し得る。このため、当該保管が直ちに自家保管に当たるとして寄託に該当しないとまではいえず、寄託に該当する可能性は否定できないものと考えられる。

また、「営業」に該当しないことの根拠として、保管費用を請求しない旨が記載されているが、倉庫業法における営業該当性は対価の名目にかかわらず実質的な内容により判断されるため、遺失物の保管が本件サービスの一環として行われている場合、当該サービスに係る対価の中に保管に係る要素が含まれていると評価される可能性がある。

本件サービスの対価としては、初期費用及び月額費用が設定されているが、このうち月額費用については本件サービスを導入する施設の数、遺失物の回収回数及び前年度に警察署に提出・届出をした遺失物件数等に応じて増減するものとされており、当該費用には遺失物の保管料そのものに係る費用は含まれていない。一方で、本件サービスにおいては、遺失物を受領してから遺失者へ返却するまで又は遺失物を受領してからX社が所有権を取得するまでの一定期間、遺失物の現物を保管することとされている。このため、保管料が明示的に設定されていないことのみをもって、営業に該当しないとまではいえない。

さらに、倉庫業法施行令(昭和31年政令第197号)第1条第2号に該当するか否かについては、同号は特定の物品について役務を提供する営業に付随して行われる保管を対象とするものであるところ、当該保管が当該規定にいう付随的な保管に当たるかについては、本件における保管の内容及び位置付けに照らすと、当該保管が同号にいう付随的な保管に該当すると直ちに認めることは困難であり、同号の適用をもって倉庫業法の適用が排除されると解することはできない。

以上を踏まえると、本件サービスにおける遺失物の保管については、倉庫業法上の倉庫業に該当する可能性があり、同法の適用対象となる可能性は否定できないものと考えられる。

個別具体の倉庫業の登録要否に係るご相談については、最寄りの地方運輸局及び運輸支局へ問い合わせいただきたい。